

第 32 期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)



**東京エレクトロン デバイス株式会社**

上記事項は、法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、当社ウェブサイト  
(アドレス <http://www.teldevice.co.jp>) に掲載することにより、株主の  
皆様に提供しております。

## 事業報告

### 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

#### (業務の適正を確保するための体制)

[内部統制システムの基本方針]

- ・ 取締役は、「内部統制に関する取締役行動指針」に基づき、公正かつ適切な経営の実現を図るとともに、内部統制に関して従業員への周知徹底を行う。
- ・ 市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。不当要求に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図る。
- ・ 「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性向上」、「法令遵守」、「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。
- ・ 社長は、内部統制担当取締役ならびに取締役会の下に設置するコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会からの提言を考慮し、内部統制システムの整備を推進する。

内部統制の体制整備のために以下のとおり取り組む。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、行動の基準・規範を示した「内部統制に関する取締役行動指針」を遵守し、法令遵守は当然との認識のもと、高い倫理観をもって公正かつ適切な経営を実践し、社内組織において率先垂範する。
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役を含む非業務執行取締役の招聘を推進する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査基準に基づいた監査役監査を受け、社会的信頼性に応える良質な企業統治体制を確立していく。

(2) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

① 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書の管理基準及び管理体制に則り、法令及び社内規則に基づき作成、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理を経営の重要課題の一つと認識し、リスク管理委員会を設置する。
- b. リスク管理委員会は、リスク方針及びリスク管理規程に基づき、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定してそのモニタリングを行うとともに取締役会に状況報告を行う。
- c. リスク管理規程に基づいて抽出されるリスク（リスク管理委員会で扱うものは除く）については、担当する執行役員が具体的な対応方針及び対策を策定、実行し、継続的に改善を行うとともに、重要度の高いものは執行役員会議に報告する。

③ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 執行役員制度により経営と業務執行を分離し、取締役会は経営理念を踏まえた経営の基本方針および重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- b. 取締役会は、経営目標を明確化するため、経営計画を決定する。各部門の執行役員は、経営計画達成のための戦略を策定、遂行する。
- c. 経営計画進捗状況は、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において管理を行い、取締役会は、経営計画進捗状況の報告を受ける。
- d. 適正かつ効率的な職務執行体制の確保のため、決裁権限等各種規程の見直しを随時実施する。
- e. 経営の意思決定等を迅速かつ効率的に行うため、取締役会を原則として月1回開催し、その他必要に応じて適宜開催する。

④ 当社使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 従業員は、行動の基準・規範を示した倫理方針及びコンプライアンス規程を遵守する。
- b. コンプライアンス委員会は、教育・啓蒙を含むコンプライアンス体制や情報セキュリティ体制をモニタリングするとともに取締役会にそれらの体制の整備および運営の状況を報告する。
- c. 社内及び会社が指定する第三者機関を受付窓口とした通報制度による内部・外部からの情報を通じ、また、社内における事故・不祥事対応フローに則り、事態の早期把握・未然防止に努める。通報者に対しては、希望した場合には匿名性を保証し、不利益とならないことを確保する。
- d. 内部監査によるコンプライアンスへの適合性の確認・徹底を図る。

- (3) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
- ① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - a. 子会社の取締役等が事業計画に基づき業務を遂行した結果については、関係会社管理規程に則り当社主管部署に報告させる。また、業務執行上の重要事項は決裁基準に基づき当社の決裁もしくは報告を求める。
    - b. 子会社の取締役等を当社執行役員が兼任することでモニタリングを行い、必要に応じて各子会社の状況は当社取締役会において報告される。
  - ② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社を含めたリスクマネジメントに関する規程としてリスク管理規程を定める。また、各種規程に基づき当社の主管部署に対して子会社から定期的な報告が行われるほか、主管部署は必要に応じて臨時報告を得る。
  - ③ 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社における取締役会等を通じ、各社における事業状況の報告が行われ、子会社の取締役等は必要に応じて当社の関連部署および担当執行役員と協議・報告を行う。
  - ④ 当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子会社を含む企業集団を対象とした倫理方針を策定し、コンプライアンス委員会を中心として企業倫理の遵守のための施策を講じる。また、コンプライアンス規程に基づき、事業活動における法令等の遵守について継続的な実践を図る。
  - ⑤ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
主管部署が中心となって全般的な統制のモニタリングを行い、企業集団内における各種規程等の遵守をはじめとした内部統制システムの徹底を図る。
- (4) 監査役監査が実効的に行われるための体制
- a. 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとり、また、重要な稟議書や報告書を随時閲覧可能な体制とする。
  - b. 取締役は会社に重大な損害を及ぼす恐れがある事実や不正行為等を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
  - c. 監査役の求めに応じて、取締役及び従業員は速やかに業務執行状況を報告するとともに、内部通報制度を通じて、従業員は直接、監査役に通報することが可能な体制とする。
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。
  - ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の事前の同意を得る。
  - ③ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は監査役スタッフとの連携体制が実効的に運用されるよう、取締役または取締役会に体制の整備を要請する。

④ 当社監査役への報告に関する体制

a. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

監査役監査基準に基づき監査役は取締役及び使用人に対して事業の報告を求め、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。

b. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社及び子会社から成る企業集団におけるコンプライアンス経営を実践するため、監査役を窓口とする内部通報制度を設ける。

⑤ 前記④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社は、報告者が報告等を行ったことを理由として解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことをコンプライアンス規程において定め、また、報告者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じる。

⑥ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行上必要と認める費用については監査計画に基づき予め予算化するとともに、緊急または臨時に支出した費用については会社に対して事後償還の請求ができる旨を監査役監査基準で定める。

⑦ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査室と緊密な連携を保つとともに、取締役の許可を得ることなく、必要に応じて監査室を監査役スタッフとして活用する。

b. 代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。

c. 監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合は公認会計士・弁護士等の外部専門家を活用する。

#### (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を毎月開催し、法令および定款に定められた事項や各種規程・方針に基づく重要事項を決定するほか、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。なお、取締役会の意思決定に対する客観性と妥当性を確保するため、社外取締役2名を含む非業務執行取締役を5名とし、取締役会の議長は非業務執行取締役である取締役会長が務めております。
- (2) 取締役会の諮問機関であるリスク管理委員会を6回開催し、投資・出資案件に関するリスクを事前に検証するための体制整備等に取り組みました。
- (3) 取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会を3回開催し、輸出管理体制や機密情報管理規程に関する運用状況及びコンプライアンス教育の実施状況について報告・協議を行いました。
- (4) 監督と執行の分離を図るため設けている執行役員制度に基づき、執行役員会議を毎月開催しており、経営計画の進捗状況を管理しております。また、前述のリスク管理委員会の活動とは別に、規程に基づき抽出されたリスクについては担当執行役員が具体的な対応策を策定・実行し、継続的な改善を図るとともに重要な事項については執行役員会議で報告を行いました。
- (5) 子会社の状況等については当社の取締役会や執行役員会議において報告されており、特に連結決算に直接影響を与える業績等については当社の取締役会において四半期毎に詳細な説明が行われました。その他各社における業務執行上の重要事項については決裁基準に基づく親会社(当社)の決裁や報告を求め、実施いたしました。
- (6) 監査役会を7回開催し、監査方針及び監査計画等を決定しております。監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、経営陣に対するインタビュー、内部監査部門や子会社の監査役等との連携による業務及び財産の状況の監査等、重要決裁書類の内容確認等を行いました。これらの活動を通じ、取締役の職務の執行状況や法令等の遵守状況等に関し、監査役会で報告・協議を行いました。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

パネトロン(株)

TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED

inrevium AMERICA, INC.

#### (2) 非連結子会社の名称

TOKYO ELECTRON DEVICE CN AMERICA, INC.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

持分法を適用した非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

Fidus Systems Inc.

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(非連結子会社)

TOKYO ELECTRON DEVICE CN AMERICA, INC.

(関連会社)

ビステル(株)

Newtouch Electronics (Shanghai) Co., Ltd.

Newtouch Electronics (Wuxi) Co., Ltd.

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

#### (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社であるFidus Systems Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. (12月31日)及びTOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED (12月31日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎とし、また、TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITEDについては、同社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じたTOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITEDとの重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### ②デリバティブ

時価法によっております。

##### ③たな卸資産

原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(a)商品・・・・・・・・移動平均法

(b)製品、仕掛品・・・・個別法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法(ただし、建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法)を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

工具器具備品 2～15年

##### ②無形固定資産(のれんを除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間(3年以内)に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。



(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

④株式報酬引当金

役員報酬 BIP 信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の償却方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から償却しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により償却しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(a)ヘッジ手段：先物為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

(b)ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

③ヘッジ方針

通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。また、一部の借入に対して金利スワップを利用することにより、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当連結会計年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による影響額はありません。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

- (1) 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保証料」(前連結会計年度 14 百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度は独立掲記しております。
- (2) 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」(前連結会計年度 22 百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度は独立掲記しております。

(追加情報)

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当連結会計年度から適用しております。

2. 役員報酬 BIP 信託に係る取引について

当社は、取締役の中長期的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬 BIP 信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

役員報酬 BIP 信託は、予め定める株式交付規程に基づき、取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を当社から一括取得し、業績達成度に応じて取締役に当社株式を交付いたします。取締役が株式の交付を受けるのは、原則として取締役退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、231 百万円及び 156,284 株であります。

3. 従業員持株 ESOP 信託に係る取引について

当社は、従業員への福利厚生と中長期的な企業価値の向上を目的に、従業員インセンティブ・プランとして「従業員持株 ESOP 信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

従業員持株 ESOP 信託は、信託の設定後 5 年間にわたり「東京エレクトロンデバイス社員持株会」(以下、「持株会」という。)が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を当社から一括取得し、持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、318 百万円及び 215,200 株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 288 百万円

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,327 百万円

2. 偶発債務

(1) 保証債務

他の会社のリース債務に対し、保証を行っております。

TOKYO ELECTRON DEVICE CN AMERICA, INC. 2 百万円

(2) 債権流動化に伴う買戻義務限度額 750 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

退職年金制度移行益

当社及び国内連結子会社は、平成28年10月1日付で東京エレクトロン企業年金基金から離脱し、当社独自の規約型確定給付企業年金へ移行いたしました。また、これに伴い受給権者分の退職給付債務と年金資産を東京エレクトロン(株)へ移管すると共に、受給権者分に相当する未認識数理計算上の差異を一括償却いたしました。これらの結果、特別利益に「退職年金制度移行益」として60百万円を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	10,445,500株	—	—	10,445,500株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	423,819株	—	52,300株	371,519株

(注)1. 当連結会計年度期首の自己株式数には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式 156,284 株及び従業員持株 ESOP 信託が保有する自社の株式 267,500 株が含まれております。

2. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式 156,284 株及び従業員持株 ESOP 信託が保有する自社の株式 215,200 株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月17日 取締役会	普通株式	313	30.00	平成28年 3月31日	平成28年 5月31日
平成28年10月27日 取締役会	普通株式	313	30.00	平成28年 9月30日	平成28年 11月30日
計		626			

(注)1. 平成28年5月17日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式に対する配当金4百万円及び従業員持株 ESOP 信託が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれております。

2. 平成28年10月27日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式に対する配当金4百万円及び従業員持株 ESOP 信託が保有する自社の株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月16日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	313	30.00	平成29年 3月31日	平成29年 5月31日

(注) 平成29年5月16日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金4百万円及び従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び売掛債権流動化による方針であります。また、デリバティブ取引について、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用限度規程に従い、当社グループ各社の取引先ごとの与信枠の管理を行っております。また、当社グループ各社は月次にて債権期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります。上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価等の状況を定期的に把握しております。非上場株式については市場価格がなく時価を把握することが極めて困難ですが、定期的に当該株式の発行会社より情報を入手し、財務状況等の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、並びに長期借入金の使途は主に営業取引に係る資金調達であります。このうち一部の借入の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務及び外貨建予定取引について、為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社が月次にて資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

後述の「デリバティブ取引に関する注記」に記載されているデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)をご参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,433	2,433	—
(2) 受取手形及び売掛金	37,809	37,809	—
(3) 電子記録債権	950	950	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	75	75	—
資産計	41,269	41,269	—
(5) 買掛金	11,089	11,089	—
(6) 短期借入金	14,955	14,955	—
(7) 長期借入金(※1)	9,288	9,313	25
負債計	35,332	35,358	25
デリバティブ取引計(※2)	43	43	—

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 買掛金、及び(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式	186

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 2,275 円 73 銭

(注)1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	22,928 百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち非支配株主持分)	2 百万円 (2 百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	22,925 百万円

1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数

10,073,981 株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び従業員持株ESOP信託が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数

371,484 株

1 株当たり当期純利益 96 円 71 銭

(注)1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	972 百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	972 百万円
普通株式の期中平均株式数	10,051,506 株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び従業員持株ESOP信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

393,959 株

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付に係る負債	2,184百万円
賞与引当金	240百万円
たな卸資産評価損	192百万円
投資有価証券評価損	94百万円
その他	370百万円

繰延税金資産小計 3,082百万円

評価性引当額 △127百万円

繰延税金資産合計 2,954百万円

繰延税金負債

退職給付に係る資産	169百万円
その他	83百万円

繰延税金負債合計 252百万円

繰延税金資産の純額 2,702百万円

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 — 繰延税金資産 651百万円

固定資産 — 繰延税金資産 2,050百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 30.8%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 1.5%

税額控除 △0.3%

住民税均等割 2.0%

評価性引当額 △0.1%

税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.1%

海外子会社の税率差 △3.7%

海外子会社留保金 0.5%

持分法による投資損失 0.4%

その他 1.1%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.3%



## 2. デリバティブ取引に関する注記

### (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 通貨関連

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	15,001	—	△24	△24
	人民元	61	—	△1	△1
	買建 米ドル	7,439	—	△14	△14
合計		22,503	—	△39	△39

(注)時価の算定方法

期末の時価は先物相場に基づき算定しております。

### (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	10,537	—	38
	買建 米ドル	買掛金	8,044	—	△4
合計			18,582	—	34

(注)時価の算定方法

期末の時価は先物相場に基づき算定しております。

### 金利関連

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	借入金	2,243	2,243	47
合計			2,243	2,243	47

(注)時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブ

時価法によっております。

#### (3) たな卸資産

原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

##### ①商品・・・・・・・・移動平均法

##### ②製品、仕掛品・・・個別法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、建物並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～45 年
構築物	5～29 年
工具器具備品	2～15 年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間(3 年以内)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

##### (4) 株式報酬引当金

役員報酬 BIP 信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

##### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の償却方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から償却しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により償却しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### 5. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：先物為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

##### (3) ヘッジ方針

通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。

##### (4) ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

#### 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による影響額はありません。

(追加情報)

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当事業年度から適用しております。

2. 役員報酬 BIP 信託に係る取引について

当社は、取締役の中長期的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬 BIP 信託」を導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表(追加情報)2.」をご参照ください。

3. 従業員持株 ESOP 信託に係る取引について

当社は、従業員への福利厚生と中長期的な企業価値の向上を目的に、従業員インセンティブ・プランとして「従業員持株 ESOP 信託」を導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表(追加情報)3.」をご参照ください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,302 百万円
2. 偶発債務	
(1) 保証債務	
関係会社の借入債務及びリース債務に対する保証	1,718 百万円
(2) 債権流動化に伴う買戻義務限度額	750 百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	6,722 百万円
短期金銭債務	2,196 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	14,165 百万円
仕入高	378 百万円
販売費及び一般管理費	347 百万円
営業取引以外の取引による取引高	843 百万円

2. 退職年金制度移行益

当社は平成 28 年 10 月 1 日付で東京エレクトロン企業年金基金から離脱し、当社独自の規約型確定給付企業年金へ移行いたしました。また、これに伴い受給権者分の退職給付債務と年金資産を東京エレクトロン(株)へ移管すると共に、受給権者分に相当する未認識数理計算上の差異を一括償却いたしました。これらの結果、特別利益に「退職年金制度移行益」として 54 百万円を計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	423,819 株	—	52,300 株	371,519 株

(注)1. 当事業年度期首の自己株式数には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式 156,284 株及び従業員持株 ESOP 信託が保有する自社の株式 267,500 株が含まれております。

2. 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式 156,284 株及び従業員持株 ESOP 信託が保有する自社の株式 215,200 株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,135 百万円
賞与引当金	209 百万円
たな卸資産評価損	154 百万円
投資有価証券評価損	94 百万円
その他	342 百万円

繰延税金資産小計 2,936 百万円

評価性引当額 △127 百万円

繰延税金資産合計 2,809 百万円

繰延税金負債

前払年金費用	222 百万円
その他	38 百万円

繰延税金負債合計 261 百万円

繰延税金資産の純額 2,547 百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産	—	繰延税金資産	555 百万円
固定資産	—	繰延税金資産	1,991 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6%
税額控除	△0.6%
住民税均等割	3.6%
評価性引当額	△0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.7%

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容	
						役員の兼任等	事業上の関係
その他の 関係会社	東京エレクトロン(株)	東京都 港区	54,961 百万円	半 導 体 製 造 装 置 等 の 販 売	(被所有) 直接 33.8%	あり	なし

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	東京エレクトロン(株)	退職給付債務の移管	1,327	—	—
		年金資産の移管	1,289	—	—

(注) 平成 28 年 10 月 1 日付で東京エレクトロン企業年金基金から離脱し、当社独自の規約型確定給付企業年金へ移行したことに伴う、受給権者分の退職給付債務と年金資産の移管であります。

## 2. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関係内容	
						役員の兼任等	事業上の関係
子会社	パネトロン㈱	横浜市 神奈川区	50 百万円	半導体製品 等の販売	所有 直接 100.0%	あり	仕入代行 業務受託 債権回収代行
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	中国 (香港)	5,165 千 HK\$	半導体製品 等の販売	所有 直接 100.0%	あり	商品の販売 借入債務に対する 債務保証
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	250 千 SG\$	半導体製品 等の販売	所有 間接 100.0%	あり	商品の販売

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	パネトロン㈱	仕入代行	20,185	未収入金	1,838
		業務受託	654	未収入金	69
		債権回収代行	23,086	未払金	2,066
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	商品の販売	9,723	売掛金	2,520
		債務保証	1,682	—	—
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	商品の販売	3,812	売掛金	1,236

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 仕入代行及び債権回収代行については、子会社であるパネトロン㈱と個別に交渉の上、取引条件を決定しております。また、業務受託については、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

商品の販売については、市場価格等を勘案して価格交渉の上、取引条件を決定しております。

2. TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD. に対し、借入債務に対する保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

3. 国内子会社との仕入代行及び債権回収代行の取引金額には消費税等が含まれており、業務受託の取引金額には消費税等は含まれておりません。

また、期末残高には消費税等が含まれております。

4. 在外子会社との取引金額及び期末残高には、輸出取引につき消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 2,085 円 40 銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び従業員持株ESOP信託が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数  
371,484株

1株当たり当期純利益 48円67銭

(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	489百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	489百万円
普通株式の期中平均株式数	10,051,506株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び従業員持株ESOP信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数  
393,959株